

8 バルゼア・アレグレ入植者の携行荷物と関税について

(海協連リンパウロ支部の報告による)

1. 本資料利用に当つて注意すべき点

以下の資料はバルゼア・アレグレオー一次入植者9家族(INIC 扱)のセントス上陸の際の状況から今後移住する人の為は何らかの参考になると思われる事項を事例的に抜きだしたものである。

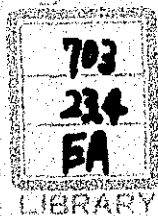
本資料を参考とする場合、税金をかける規準は上陸港によつて、又税関吏個々人によつて相違があるため、あくまでも事例的な参考にしかならないことと、この例にとりあげたバルゼア・アレグレ移住者は移植民院(INIC)の計画移住者であるため、携行品(特に農業機械器具)の課税等についてこの例が一般の呼寄(公務・指名を問わず)移住者の場合にあてはまるとは限らない点に注意すべきであろう。

2. 農業用機械等について

今回の移住者は前述の通り、自営開拓を行う計画移住者であるため農業機械類は一応税関倉庫に留め、大蔵省より許可あり次才無税通関とすることになった。一応倉庫に留められることとなつた主な機械等をあげると次の通りであるが、これらの物品は、一般呼寄移住者の場合には課税の対象となることが考えられる。

(税関倉庫に保留された主な農機具等)

モーター、精粉機、脱穀機、撒粉機、製材機、噴霧機、リヤカー、



| | |
|--------------------|------|
| 国際協力事業団 | |
| 受入 月日 84. 8. 14 | 703 |
| | 23.4 |
| 登録No. 02917 | EA |

耕運機、トレーラー等

3. 農機具以外の携行品について

農機具以外の携行品についても、たとえ同一物品であつてもその家族の携行した荷物の内容その他で税額等相当の相異があることと思われるが以下今回の移住者の例をあげる。

(1) 関税

| 品名 | 課税率(%) | 税金(円) |
|----------|-----------|-------------|
| 中古自転車 | 見積価格の100 | 750 ~ 5,000 |
| 中古ミシン | 100 ~ 150 | 500 ~ 1,875 |
| シヨウ油(8升) | 120 | 2,070 |
| 釘(40kg) | 80 | 1,600 |
| 中古石油コンロ | 100 | 500 |
| 家庭用雑貨類 | 100 | 2,500 |
| 電熱器 | 120 | 3,000 |

(2) 罰金、消費税等

課税された関税総額について更に次の税金、罰金等が課される。

- ① 法律第3,244号の第6条にもとづく5%税(関税総額の5%)
- ② 消費税
- ③ 法令第300号の第67条C項の罰金 — 関税総額の100%



即ち税関において移住者が支払わなければならない金額は

(1) + (2) の合計額となる。

4. 以下バルゼア・アレグレオー一次入植者9家族中より、幾つかの代表的な事例をとり出し、どの程度税金が課せられたのか見てみる。(単位 円) (7ルビロ=2.50円)

(1) A家族

| | | |
|---------|------|---------|
| 関 税 | | 10,500円 |
| 家庭用雑貨類 | 100% | 2,500円 |
| 電 熱 器 | 120% | 3,000円 |
| 中古自転車2台 | 100% | 3,000円 |
| 5%税 | | 300円 |
| 消費税 | | 2,000円 |
| 罰 金 | | 10,500円 |
| 合 計 | | 23,500円 |

(2) B家族

| | | |
|----------|------|--------|
| 関 税 | | 5,445円 |
| ミ シ ン | 150% | 1,875円 |
| 中古鉄製レトルト | 120% | 1,500円 |
| シヨウ油(8升) | 120% | 2,070円 |

| | |
|-----|-----------|
| 5%税 | 187円50 |
| 消費税 | 425円 |
| 罰金 | 5,445円 |
| 合計 | 11,502円50 |

なお、9家族中1家族は全然税金を課されなかった。

